

平成30年度 人事院調達改善計画 自己評価結果
(評価対象期間:平成30年4月1日～平成31年3月31日)

調達改善計画で定めた取組	新規	実施した取組内容	取組の効果	目標達成状況	実施において明らかとなった課題等	今後の対応
(1)電子調達の推進						
平成30年度は、当面、電子入札と在来の紙方式による入札とが混在する状況を想定しつつ、民間事業者を対象とした政府の普及啓発活動の展開も勘案し、電子入札機能を利用した入札案件の拡大を図ることとする。		電子入札機能を利用した入札を5件行った。 (下半期においては、院内ネットワークシステムの更改の影響で電子入札を実施することができなかった。)	実施した5件のうち1件について、電子入札機能を利用した応札者数が、在来の紙方式による応札者数を上回り、電子入札により応札した者が落ちる結果となった。 なお、下半期において電子入札が実施できなかったことにより、電子入札機能を利用した入札は前年を下回る結果となった。 (H29年度8件→H30年度5件)	△	5件行った電子入札のうち電子による応札者があったのは1件のみであった。 電子入札機能を利用した調達においては、入札説明書等の受領については、相対数利用があるものの、応札にまではつながらずにいる。	民間事業者を対象とした政府の普及啓発活動の展開も勘案しつつ、電子入札機能の利用環境を整備の上、電子調達システムを活用することにより、民間事業者におけるシステムの利用促進を図られるよう努める。
(2)人事院の行う調達に関する情報を積極的に発信する。						
人事院の実施する調達に関する情報が、より多くの潜在的な応札者(応募者)により的確に届くように、情報提供の方法や質・量を改善する。 ・入札説明書の取り寄せ等調達プロセスにおいて人事院に接触のあった事業者等(障害者就労施設を含む。)から、任意のメール連絡先の登録を受け付け、新規調達案件(地方事務局等による調達を含む。)に係る情報をその都度配信するサービスを継続・拡大する。		引き続き、過去同種の案件において入札説明書を入手した業者等に入札情報の発信を行うとともに、任意のメール連絡先登録業者に対し、入札公告日に入札参加を促す連絡を幅広く行った。	入札説明書を入手する業者が増えた。	○	情報を発信することにより入札料を入手する者が増えていても実際の応札に結びつかないケースや前年の入札に参加していても説明書を入手しない場合がある。	引き続き調達情報をその都度配信することにより、潜在的な応札者により的確に情報が届くよう取組を進める。
(3)情報システムに係る調達に際して、仕様の必要性・妥当性をチェックする。						
すでに導入されている情報システムの改修等の役務は、当初その開発に携わった事業者に知的財産権の保護等構造的な有利性が認められる場合が多い。しかし、必ずしも全ての工程が他の事業者委ねられないとは限らず、分割調達が可能な独立の要素があるケースもある。そこで、こうした役務の調達手続においても、仕様の内容や構成の必要性・妥当性をチェックするとともに、分割して調達することが可能・適当な部分がないかどうかという視点からの点検も怠らないようにする。		情報システムに係る案件について、調達原課から仕様書が持ち込まれた際に既契約業者以外の事業者の参入の障壁となっている項目はないか、切り離し、分割して発注可能な業務がないか等について、確認を行った。	分割調達が可能な案件はなかった。	△	—	府省内全体管理組織(PMO)及びプロジェクト推進組織(PJMO)主導のもと、システム構築や改修の企画段階から仕様書の内容や構成の必要性・妥当性などについてチェックを行う。
(4)引き続き「1者応札(応募)」解消に向けた取組を推進する。						
平成27年度に導入した「1者応札のためのチェックシート」を活用するとともに、効果や試行錯誤を踏まえた見直し・改良を柔軟に加えて、改善を行う。特に、それでも生じた1者応札(応募)事案に関しては、可能な限り丁寧な実情の把握を行い、打開策の考案につなげる。		1者応札となった案件については、調達原課に「1者応札のためのチェックシート」による点検を行わせ、原因分析を行うとともに、会計課においても辞退業者からの聴き取りその他による原因把握を行った。	原因の検証、声かけ等行っているものの1者応札の解消には結びつかなかった。	×	辞退理由は、物品・印刷においては「納期に間に合わせるができない」が、役務においては「要員の確保ができない」や「利益が見込めない」との回答が多くを占めており、開発に携わった事業者との価格の乖離にも要因があると思われる。	引き続き、辞退理由の把握、分析、打開策の考察を行うことにより、実施可能な改善策を実行に移すとともに、特に物品・印刷の調達においては、開札から納品までの期間に可能な限り余裕を持たせることにより、1者応札の解消に取り組む。
(5)調達の公正性・透明性を高める観点から、競争手続をさらに拡大する。						
検討対象である調達件数の47%を占める競争性のない随意契約について、引き続き一般競争契約等による調達の可能性を開拓する。例えば、調達案件の内容に応じて、 ・同種の少額調達案件を一括して入札にかけることにより、また、他機関の行う共同調達の機会を最大限に活用することにより、手続の競争性を高めることと併せて、調達経費を削減することにもつなげる。 ・入札における「競争参加資格(全省庁統一資格)」「A等級」から「D等級」までの格付けの設定に当たっては、調達内容に応じた企業規模を勘案しつつ、許容される限り幅広く設定して、より多くの業者の参加を促すことにより競争性の拡大を図る。(併せて、中小企業の受注機会の拡大に資する。) なお、随意契約によらざるを得ないと判断される調達については、今後も、当該判断の妥当性及合理的な理由の有無に係る随意契約審査委員会の審査手続を経ることにより、公正・適正な随意契約の締結を確保することとする。		入札公告等入札関係資料作成の際の競争参加資格(等級)の設定に当たっては、業務内容に鑑み支障がないか調達原課とも相談の上、原則として当該案件の調達規模見合いの等級の上下2段階まで幅広くに資格を認めている。 同種、同時期に調達する予定であった少額調達案件について一括して入札を行った。 なお、締結した随意契約案件のうち、随意契約審査委員会の審査を要するものはなかった。	情報セキュリティ関係の契約等業務の性格格付けに制限を設けなければならない案件もあるが、資格の幅を広げたことにより、案件によっては中小企業の参加機会が広がったものと考えられる。 一括入札を行ったが、応札者は1者のみであった。	○ △	等級の幅を広げることにより中小企業の参加機会は広がるものの仕様の内容を十分に理解しないで参加してくる業者も見受けられるため、参加機会の拡大とともに、調達内容の十分な説明を仕様書等で行う必要がある。 同種の少額調達案件の予定を把握するためには原課と連携し前広に情報収集を行う必要がある。	引き続き調達内容の十分な説明を行った上で、入札における競争参加資格の設定について、幅広い設定を行うことにより調達機会の拡大を図っていく。 引き続き競争手続性を高めることにより調達経費の節減に努める。また、随意契約締結によらざるを得ないと判断される調達については、公正性・適正性を確保した契約を締結する。
(6)障害者就労施設からの調達を推進する。						
過去に障害者就労施設による受注実績のある、比較的小規模な印刷等の調達案件でも参加を得られなかったケースについて、その要因を分析するなどして、今後、手続的に適正な競争性を確保した上で、これら施設からの調達をいっそう拡大するための方策を講ずる。		調達実績の拡大を目指し、調達内容、調達数量を考慮しながら、新規障害者就労施設に対し積極的に情報提供や見積依頼等を行った。また、前年度の調達実績が全くなかった地方機関においても積極的な情報提供、見積依頼を行った。	障害者就労施設に対し積極的に見積依頼を行い、公正な競争性を確保した上で調達を行った結果、49件(本院40件、地方機関9件)の調達を行った。 (※本院の調達実績は、従来から取引実績のあった1者21件について、障害者就労施設からの調達に該当することが判明したため集計に追加したことにより、大幅な増加となっている。)	○	調達機会の拡大を図るため積極的に新規業者に対し見積依頼等の働きかけを行ったが、障害者就労施設は受注できる業務に限られており、調達案件に対応した事業者を見つけることが難しい。	引き続き調達が可能である案件を選定し、障害者就労施設に対する情報提供、参加意欲を継続して実施するとともに、他府省と取引実績のある事業者等の情報をもとに新規調達の拡大に努める。

外部有識者からの意見聴取の実施状況

会議等名称： 人事院契約監視委員会

開催日時： 令和元年7月3日（水）

件名： 平成30年度人事院調達改善計画の自己評価結果

外部有識者からの意見	意見に対する対応
・ 下半期の電子入札について対応できなかったのはなぜか。	・ H30.10に実施した院内ネットワークシステムの更改に伴い、事情により電子入札を実施するために必要な環境整備ができなかったことが要因である。
・ 中小企業からの調達や障害者支援施設からの調達への取組は、他府省と比較しても努力されていると考えるので引き続き取り組んでいただきたい。	